

選奨規程

建築音響研究会 若手優秀発表賞・若手最優秀発表賞 選奨規程

日本音響学会 建築音響研究委員会

2022/5/25 制定

2023/3/27 改定

趣旨

本賞は、建築音響研究の将来を担っていく優秀な若手研究者を奨励することを目的とし、建築音響研究会において、特に優れた発表を行った若手研究者に授与する。

名称

建築音響研究会 若手優秀発表賞・若手最優秀発表賞

授与者

日本音響学会 建築音響研究委員会 委員長

受賞資格

建築音響研究会において筆頭著者、兼、発表者として発表を行う者で、当該研究会開催年度末において満39歳以下の者とし、かつ、原稿提出時に同賞受賞の選考を希望した者とする。最優秀賞の受賞資格は当該年度の優秀賞受賞者とする。ただし、当該年度内に優秀賞の受賞経験のある者は同賞の資格対象外とする。また、過去に最優秀賞の受賞経験のある者は両賞の資格対象外とする。

選考方法

優秀賞については、同賞選考希望者が発表する建築音響研究会に参加した建築音響委員会幹事団（委員長・副委員長・幹事・幹事補佐）が選考基準に従って投票する。最優秀賞については、年度末に幹事団が受賞者の選考を行う。

選考基準

優秀賞は研究の新規性・有効性・工夫・興味深さ、ならびに、発表の仕方（どのくらい工夫して分かりやすく説明しようとしたか）・質疑応答の適切さ（どのくらい的確に答え、きちんと説明しようとしたか）を重視し、選考する。最優秀賞は優秀賞受賞者の中から上記点において最も優れたものを選考する。

受賞件数と副賞

優秀賞の受賞件数については特に件数を定めず、副賞は無しとする。最優秀賞については、年度毎に原則として1件とし、副賞は3万円とする。

表彰

優秀賞については、研究会後に幹事団で合議の上、受賞者には後日賞状を授与する。最優秀賞は年度末に幹事団で合議の上、受賞者には後日賞状、ならびに、副賞を授与する。受賞者は、建築音響研究会委員会ウェブサイトで公表する。

付記

本規程による選奨は2023年4月度以降の発表を対象とする。また、本規程の次年度以降の継続是非は年度末に幹事団により検討され、継続する場合は必要に応じて内容を見直すこととする。